

第2章 ゆりかごの利用状況とその背景

1. ゆりかごの利用状況と背景

ゆりかごの利用状況については、熊本市において、運用が開始された平成19年5月10日から平成20年3月31日の約11か月の期間（平成19年度）を対象に、13項目⁽⁴⁸⁾、16事項にわたって、統計数字として整理したうえで公表されている。また、平成20年度分は、2項目が追加され、平成21年5月25日に公表された⁽⁴⁹⁾。

これまで、平成19年度と平成20年度の2か年分のみが公表されているが、当検証会議では、できるだけ実態を踏まえた検討をすることが望ましいとの判断から、熊本市が公表した期間に加えて、平成21年4月1日から9月30日までの期間に発生した直近の事例も検証の対象とした。検証の趣旨が異なること、また当検証会議が最終報告をもって終了することなどから、熊本市の公表期間と食い違いが生じてもやむを得ないと考えている。

平成19年5月10日から平成21年9月30日までの期間の利用事例を総括すれば、以下のとおりである。

(1) ゆりかごの利用状況

① 利用状況（子どもの預け入れの状況）⁽⁵⁰⁾

○ 預け入れられた子どもの人数および頻度

約2年5か月の間に合計51人の子どもの預け入れがあった。年度ごとの内訳は、平成19年度（約11か月）17人、平成20年度25人、平成21年度（6か月）9人である。

全期間では1か月約1.8人のペースになるが、3か月単位で見た場合、最も多かつ

⁽⁴⁸⁾ 公表された13項目：①利用件数、②発見日時（曜日・時間帯）、③性別、④年齢、⑤体重（新生児のみ）、⑥健康状態、⑦虐待の疑い、⑧病院からの手紙の持ち帰り、⑨子どもと一緒に置かれていたもの（着衣以外）、⑩熊本市が戸籍を作成した件数、⑪父母等の事後接触、⑫父母等の居住地、⑬親の引き取り（33ページ参照）。

⁽⁴⁹⁾ 追加された項目は、⑭母親の年齢（区分：10代、20代、30代、40代、不明）、⑮預け入れに来た者（区分：母親、父親、祖父母、その他、不明。ただし、延べ数）。ただし、この2項目は19年度分は非公表である。

⁽⁵⁰⁾ 利用状況の一覧は、「図表2-1-1：ゆりかごの利用状況」（33ページ）および「図表2-1-4：利用事例の背景にかかわる項目の情報」（37ページ）を参照。

た期間では9人、最も少なかった期間では1人である。また、1か月単位では、最も多い月は1か月4人である。さらに、1日に2件の預け入れがあった日が2日あった。

なお、ゆりかごの扉の表示の変更や慈恵病院のホームページの改訂がなされた平成21年1月以降、一時的に利用数の減少が見られた。

○ 子どもが預け入れられた時間帯

子どもが預け入れられた時間帯は、18時から24時までが19件と全体の約4割(37.3%)を占めている。次いで、12時から18時の時間帯が約3割(33.3%)となっている。ただし、平成20年度については、12時～18時の時間帯が4割弱(36.0%)と最も多かった。

② 子どもの状況

○ 子どもの性別と年齢

性別は、男児28人(54.9%)、女児23人(45.1%)となっている。平成19年度は、男児13人、女児4人で、男児が8割近く(76.5%)を占めたが、平成20年度は、男児13人、女児12人と男女の比率がほぼ同数になった。

年齢区分⁽⁵¹⁾は、新生児43人(84.3%)、乳児6人(11.8%)、幼児2人(3.9%)であった。平成19年度は、新生児14人(82.4%)、乳児2人(11.8%)、幼児1人(5.8%)、平成20年度は新生児21人(84.0%)、乳児3人(12.0%)、幼児1人(4.0%)であった。全体の8割(84.3%)が新生児で、そのうち生後10日以内と確認あるいは推定される新生児が約9割(86.0%)を占めた。

○ 健康状態と身体的虐待の有無

子ども(新生児)の体重は、2,500g以上が36人(83.7%)、1,500g以上2,500g未満が7人(16.3%)であった。

子どもの健康状態については、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、異常のなかったものが47人(92.2%)、精密検査など何らかの医療行為を要するものが4人(7.8%)あった。異常ではないが、なかには低体温状態のものが複数見られた。また、出産から預け入れまでの期間が1日という事例が見られるなど、母子の健康管理上、懸念される事例があった。

ただし、預け入れられた段階で、子どもへの身体的な虐待の痕跡が確認できたケースはなかった。

⁽⁵¹⁾ 子どもの年齢区分：新生児：生後1か月未満、乳児：生後1か月以上生後1年未満、幼児：生後1年以上小学校入学前(母子保健法の定義による年齢区分：母子保健法第6条)。

③ ゆりかごに残された遺留品など

○ 遺留品

着衣以外の「物」が置かれていた事例は、全体51件のうち36件(70.6%)であった。このうち親からの手紙があったものが21件(41.2%)あった。親からの手紙や手掛かりが残されているものが多く見られたが、これは親が何らかの形で、子どもや関係者に対して意思を伝えようとする現れとも考えられる。ただ、手紙の中には、預け入れた理由などその内容が真実かどうか疑問であると考えられるものも含まれていた。

○ 病院からの手紙の持ち帰り

病院から「両親に宛てた手紙」が持ち帰られていた事例が36件(70.6%)あった。持ち帰られた場合、その後親が手紙・電話・メールなどで連絡をとってくる端緒になっている事例があった。

○ 事後接触

父母等からの事後接触があったものは13件(25.5%)であった。接触の時期については、当日3件(13件のうち23.1%)、2日目から1週間未満6件(46.1%)、1週間以上1か月未満2件(15.4%)、1か月以上2件(15.4%)となっている。

【図表 2-1-1：ゆりかごの利用状況】（平成 21 年 9 月 30 日現在）（単位：件、％）

項目		細項目	19年度	20年度	*21年度	合計
		利用件数	17	25	9	51 (100.0)
発見日時	曜日別	日曜	2	6	0	8 (15.7)
		月曜	2	1	1	4 (7.8)
		火曜	1	4	2	7 (13.7)
		水曜	2	3	2	7 (13.7)
		木曜	7	2	1	10 (19.6)
		金曜	1	5	2	8 (15.7)
		土曜	2	4	1	7 (13.7)
		時間帯別	0時～6時	2	5	1
		6時～12時	2	4	1	7 (13.7)
		12時～18時	4	9	4	17 (33.3)
		18時～24時	9	7	3	19 (37.3)
性別	男		13	13	2	28 (54.9)
	女		4	12	7	23 (45.1)
年齢	新生児（生後1か月未満）		14	21	8	43 (84.3)
	乳児（生後1か月以上生後1年未満）		2	3	1	6 (11.8)
	幼児（生後1年以上小学校入学前）		1	1	0	2 (3.9)
新生児の体重	1,500g 未満		0	0	0	0 (0.0)
	1,500g 以上 2,500g 未満		2	5	0	7 (16.3)
	2,500g 以上		12	16	8	36 (83.7)
健康状態	健康		15	23	9	47 (92.2)
	医療を要したもの		2	2	0	4 (7.8)
身体的虐待の疑い		虐待の疑いのあった件数	0	0	0	0 (0.0)
病院から親への手紙		病院からの手紙の持ち帰りの件数	13	19	4	36 (70.6)
遺留品	有の件数	一緒に置かれていた物（着衣以外）	13	18	5	36 (70.6)
	親の手紙	父母等からの手紙のあった件数	6	11	4	21 (41.2)
戸籍		熊本市が戸籍を作成した件数	9	4	0	13 (25.5)
事後接触	接触の有無	父母等からの事後接触の件数	5	6	2	13 (25.5)
	接触の時期	当日	1	2	0	3 (23.1)
		2日目から1週間未満	3	2	1	6 (46.1)
		1週間以上～1月未満	1	1	0	2 (15.4)
		1月以上	0	1	1	2 (15.4)
父母等の居住地	10区分 (区分毎の件数)	熊本県内	0	0	0	0 (0.0)
		九州（熊本県以外）	3	8	2	13 (25.5)
		四国	*1	0	0	1 (2.0)
		中国	2	0	2	4 (7.8)
		近畿	0	3	1	4 (7.8)
		中部	2	3	1	6 (11.8)
		関東	2	8	1	11 (21.6)
		東北	0	0	0	0 (0.0)
		北海道	0	0	0	0 (0.0)
		(不明)	(*7)	(3)	(2)	(12) (23.5)
親の引き取り		親が引き取った件数	2	4	1	7 (13.7)
母親の年齢	10代		*1	2	2	5 (9.8)
	20代		*3	14	4	21 (41.2)
	30代		*5	4	1	10 (19.6)
	40代		*1	2	0	3 (5.9)
	(不明)		(*7)	(3)	(2)	(12) (23.5)
預け入れに来た者	母親		*9	20	6	35 (68.6)
	父親		*4	5	2	11 (21.6)
	祖父母		*5	5	2	12 (23.5)
	その他		*1	6	4	11 (21.6)
	(不明)		(*4)	(2)	(1)	(7) (13.7)

(注) 「平成 21 年度の全項目」および「*」は熊本市公表項目に追加した項目。「※」は時点修正で同市の数値と異なる項目。また、パーセントは小数点第 2 位四捨五入のため、合計が 100%にならないものもある。<資料：熊本県>

(2) ゆりかごの利用事例の背景や事情

ゆりかご利用の前後の状況や家庭環境などのうち、検証にあたって考慮すべき事項には、以下のようなものがある。なお、ここに記載した内容は、熊本県中央児童相談所において、子どもを保護した後把握した情報が中心となっており、当検証会議においてゆりかごをめぐる課題を導く根拠となるものと考えている。熊本市が行った預け入れられた初期段階での統計数字の公表とは異なり、今回中期的検証会議においてのみ明らかにすることとなったものである。

① 親の状況

○ 親の居住地

子どもの親の居住地は、51件のうち39件(76.5%)について判明している(不明は12件23.5%である)。その内訳は、関東地方11件(全体51件に対して21.6%。以下、同様)、近畿地方4件(7.8%)、中部地方6件(11.8%)、中国地方4件(7.8%)、四国地方1件(2.0%)、熊本県以外の九州地方13件(25.5%)となっている。親の所在が判明した事例はすべて県外からのもので、県内からの預け入れは確認できなかった。居住地は熊本県以外の九州・中国地方と関東地方が多く、ゆりかごが全国各地から広域的に利用されている実態が見られた。なお、都道府県毎の件数で見れば、最も多い都道府県は7件(13.7%)となっている。

○ 親の年齢

判明した母親の年齢⁽⁵²⁾は、10代5人(9.8%)、20代21人(41.2%)、30代10人(19.6%)、40代3人(5.9%)と、10代から40代まで幅広い年代にわたっている。平成19年度は30代5人(29.4%)、40代1人(5.9%)と30代以上が過半を占めたが、平成20年度は、20代が14人(56.0%)で、10代2人(8.0%)と20代以下が6割強(64.0%)を占めた。

○ 家族・家庭の状況など

判明した母親の状況は、既婚(婚姻中のもの)事例10件(19.6%)、未婚の事例

⁽⁵²⁾ 母親の出生時の年齢は、全国統計で、10代(1.4%)、20代(41.3%)、30代(55.0%)、40代以上(2.4%)となっている。

【図表2-1-2：母の年齢別出生数(平成19年、全国)】

年 齢(歳)	10~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~
出生数(人)	15,250	126,180	324,041	412,611	186,568	24,553	609
割 合(%)	1.4	11.6	29.7	37.9	17.1	2.3	0.1

<厚生労働省：平成19年人口動態調査>

16件(31.4%)であった。また、離婚等によるひとり親家庭⁽⁵³⁾ 11件(21.6%)であった。

実父の状況は、母親と婚姻中の事例は、7件(13.7%)であった。また、母親と内縁関係にある事例4件(7.8%)、実父に母親でない配偶者がいる事例が8件(15.7%)見られた。さらに、この他、父子家庭と推察される事例もあった。また、判明した中には、父親、母親とも日本に居住する外国人という事例があった。

きょうだいの状況が判明した中で、預けられた子どもにきょうだいがいる事例(以下「きょうだいがいる事例」という。)が24件(47.1%)で、このうちきょうだいが3人以上といった事例が複数(7件、13.7%)あった。また、異父きょうだいがいる事例も複数あった。

親が経済的に困窮した状況にあると訴える事例が7例(13.7%)見られた。親が学生である事例があった。一方、親が安定した職業を持ち経済的には不安がないと思われる事例も複数あった。また、親が福祉専門職や教育職関係者であったり、親族に保健医療関係者がいるなど、公的な相談窓口や仕組みについて十分理解していると推測される事例も複数見られた。

② 子どもを出産した時の状況

妊娠したこと自体を近親者など周りの者が気付かなかつたと確認できた事例が複数あった。出産場所が判明した中で、医療機関で出産した事例が24件(47.1%)、医療機関と推測される事例4件(7.8%)、自宅での出産事例14件(27.4%)、車中での出産事例が1件(2.0%)見られた。一般的な「出産した場所」⁽⁵⁴⁾に比べれば、自宅などの医療機関外での出産が多く見られた。子どもを医療機関で出産した事例の中で、母親の退院後、即日または数日後に預け入れられている事例もあった。

⁽⁵³⁾ ひとり親家庭：次のいずれかに該当する者が、20歳未満の子どもを扶養している家庭(注：母子寡婦福祉法の考え方による定義である)。

- ・配偶者と死別あるいは離婚し、現在も婚姻していない者。
- ・配偶者の生死が不明な者。
- ・配偶者から遺棄されている者。
- ・配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養を受けられない者。
- ・配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって働けないため、その扶養を受けられない者。
- ・婚姻によらないで、母となった者。

⁽⁵⁴⁾ 子どもの出生場所(出産した場所)は、全国統計で、病院・診療所・助産所を合わせると99.8%となっており、自宅・その他は、0.2%で極めて少ない。

【図表2-1-3：出生場所別の出生数(平成19年・全国)】

出生場所	病院	診療所	助産所	自宅・その他
人数(人)	553,401	523,199	10,610	2,608
割合(%)	50.8	48.0	1.0	0.2

<厚生労働省：平成19年度 人口動態調査>

③ 子どもを預け入れに来た者

子どもを預け入れに来た者は、母親が一人で来た事例、男女で預け入れに来た事例、祖父母が預け入れに来た事例、男性のみで預け入れに来た事例などさまざまであった。このうち母親一人で預け入れに来たと推察される事例は13事例(25.5%)であった。

④ 公的機関との関わりの状況

○ ゆりかご事例と児童相談所の関わり

きょうだいがいる事例の中には、既にきょうだいが養育困難として乳児院に入所措置されているなど、親の居住地の児童相談所がその家庭に関わっていた事例が複数あった。ゆりかごに預け入れる前の段階で、親が「妊娠したが子どもを育てられない」と出産や養育に悩んで、居住地の児童相談所に相談している事例も複数あった。

○ 市町村の関わり

市町村保健福祉担当部署で、子どもの出生情報を把握したにもかかわらず、母親が子どもをゆりかごに預け入れた後であったため、市町村の職員が面会を拒否され、接触ができなかった事例があった。

出産後に居住地の市町村に子どもの出生届を済ませたものの、その後ゆりかごに預け入れたものが複数あった。これらのうち、既に熊本市が就籍手続きをしたものは、一時的に二重戸籍になった。親が判明した後は、児童相談所などが中心となり、親による戸籍の訂正手続きをとるよう指導しているが、親の抵抗が強く、訂正に日数を要する傾向にある。

なお、親が判明し、親元の児童相談所にケース移管した中で、平成21年9月30日現在、就籍の手続き中のもの1件、親が就籍を拒否しているもの1件、親との連絡が十分にとれないもの1件であり、子どもの就籍には至っていないものが3件ある。

⑤ ゆりかごに預け入れた主な理由

ゆりかごに預け入れた主な理由で最も多いものは、戸籍関連(戸籍に入れたくない)8件(15.7%)、次いで、生活困窮7件(13.7%)、不倫5件(9.8%)、未婚3件(5.9%)、世間体3件(5.9%)、その他4件(7.8%)となっている。実際には、複数の理由を訴える事例がほとんどであった。

⑥ その他

障がいのある子どもが預け入れられた事例が複数あった。その中には、親が判明し、相談を繰り返した結果、引き取りに至った事例もあった。

【図表 2-1-4：利用事例の背景にかかわる項目の情報】 (単位：件、%)

項目	細項目	19年度	20年度	21年度	合計 (%)
利用件数		17	25	9	51 (100.0)
出産の場所	医療機関	7	13	4	24 (47.1)
	医療機関 (推測)	1	3	0	4 (7.8)
	自宅	2	9	3	14 (27.4)
	車中	1	0	0	1 (2.0)
	不明	6	0	2	8 (15.7)
ゆりかごまでの 主たる移動 (交通) 手段	車 (自家用車)	6	9	6	21 (41.2)
	航空機	1	6	0	7 (13.7)
	新幹線等鉄道	5	7	3	15 (29.4)
	その他 (上記以外)	0	0	0	0 (0.0)
	不明	5	3	0	8 (15.7)
母の属性	既婚 (婚姻中)	5	5	0	10 (19.6)
	離婚	4	6	3	13 (25.5)
	未婚	1	11	4	16 (31.4)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
家庭の状況	ひとり親家庭	3	7	1	11 (21.6)
	その他	14	18	8	40 (78.4)
きょうだいの 有無	あり (うち3人以上)	9	12	3	24 (47.1)
	なし	5	2	0	7 (13.7)
	不明	1	10	4	15 (29.4)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
子どもの実父	母親と婚姻中 (夫)	5	2	0	7 (13.7)
	母親と内縁関係	2	1	1	4 (7.8)
	その他 (恋人等)	0	9	2	11 (21.6)
	その他 (詳細不明)	3	4	2	9 (17.7)
	実父に別の妻子あり	0	6	2	8 (15.7)
	不明	7	3	2	12 (23.5)
ゆりかごを利用 した主な理由 (預け入れに来た者 からの聞き取りなど を基に児童相談所 において主な理由と判 断した項目で分類)	生活困窮	2	5	0	7 (13.7)
	親 (祖父母) 等の反対	0	0	1	1 (2.0)
	未婚	0	3	0	3 (5.9)
	不倫	0	3	2	5 (9.8)
	強姦	0	0	0	0 (0.0)
	世間体	1	1	1	3 (5.9)
	戸籍 (に入れたくない)	1	6	1	8 (15.7)
	パートナーの問題 ⁽⁵⁵⁾	0	1	1	2 (3.9)
	母親のうつ・精神障がい	0	1	0	1 (2.0)
	友人の勧め	0	1	0	1 (2.0)
	養育拒否	1	0	1	2 (3.9)
	その他 ⁽⁵⁶⁾	3	1	0	4 (7.8)
	不明	9	3	2	14 (27.4)

※平成 21 年 9 月 30 日現在判明分

<資料：熊本県>

(55) パートナーが子どもを認知しないことやパートナーの浮気が預け入れの理由となったもの。

(56) いずれの項目にも属さないもの (子どもに障がいがあることで養育困難と訴えたものを含む)。

(3) 預け入れられた後の子どもの状況

① 本県内での子どもの養育

○ 施設での子どもの養育

熊本県中央児童相談所が措置した子どものうち、親が判明し親元の児童相談所にケース移管したもの以外の事例 13 件 (25.5%) については、県内の乳児院や里親の下で養育されている。子どもの成育という点からは、今のところ特段の問題は見られない。ただし、乳児院など施設の職員からは、子どものケアにあたって家庭環境などの情報がほとんどないため、適切な養育と援助を行っていくうえで苦慮するとの訴えが出されている。

○ 幼児への対応

幼児については、本人が預け入れられた経緯などを記憶している可能性も高く、今後、心理的なケアも含めて温かい愛情で養育にあたっていくことが求められる。子どもの成育の点からは、今のところ特段の問題は見られない。

○ 特別養子縁組の手続き

県内で養育されている事例 13 件については、特別養子縁組に至ったものはなく、また、その手続きに入ったものもない。実親が名乗り出てくるのかどうかの見通しがつけにくく、特別養子縁組の手続きを進める見極めができず、児童相談所では対応に苦慮している状況にある。

② 親が判明したケースの移管

○ 親が判明するきっかけ

親が判明するきっかけは、預け入れた後に相談等があった場合、その後連絡をしてくる場合、手がかりを残していく場合、親の居住地の市町村などから連絡が入る場合などがあった。

○ ケースを移管するまでの手続きと費用

これまでに親が判明し接触・相談ができたもの 39 件 (76.5%) のうち 38 件については、親の居住地の児童相談所と協議を行い、ケースを移管した⁽⁵⁷⁾。親が判明して、

⁽⁵⁷⁾ ケース移管：(厚生労働省・児童相談所運営指針、第3章 第2節 4.管轄)

(1) 相談援助活動は、子どもの保護者(親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者)の居住地を管轄する児童相談所が原則として行う(居住地主義)。なお、居住地とは、人の客観的な居住事実の継続性又はその期待性が備わっている場所をいい、住民票記載の「住所」や民法の「住所」又は「居所」と必ずしも一致しない。

(2) 保護者の居住地が不明な棄児、迷子等は、その子どもの現在地を管轄する児童相談所が受け付ける。両親等保護者が明らかになった場合には、前記居住地主義に即して管轄を決定する。

熊本県中央児童相談所から親の居住地の児童相談所に移管されるまでの期間は、最短で当日、長いもので2か月程度を要している。また、移管に要する交通費の負担については、児童相談所間の協議により決めている。

○ ケースを移管した後の状況

熊本県中央児童相談所が情報を得ている範囲では、ケース移管を受けた親の居住地の児童相談所は、通常の要保護児童の場合の取扱いと同様に、社会調査などを行い、子どもの家庭環境を把握したうえで、子どもにとって最善の利益を第一に考え、援助にあたっている。なお、家庭での養育が困難で施設入所などになったものが多かったが、家庭引取りとなったものも7件あった。

○ 特別養子縁組に至った事例

実親の居住地の児童相談所にケース移管した事例の中には、実親の同意を得た後に家庭裁判所の審判を経て、特別養子縁組が成立したものが1件あった。その他、同様に特別養子縁組の手続きに入っている事例が複数ある。

【図表2-1-5：預けられた子どもの状況】（平成21年9月30日時点）（単位：人）

県内外の別	子どもの養育の状況	19年度	20年度	21年度	小計	計
県内 ※親が判明せず、県内で養育	乳児院等施設への養育委託	1	1	3	5	13 (25.5%)
	里親への養育委託	6	2	0	8	
	特別養子縁組の成立	0	0	0	0	
県外 ※親が判明し、居住地にケース移管	乳児院等施設への養育委託	6	15	5	26	38 ⁽⁵⁸⁾ (74.5%)
	里親への養育委託	2	2	0	4	
	家庭に引き取り、養育	2	4	1	7	
	特別養子縁組の成立	0	1	0	1	
小計		17 (33.3%)	25 (49.0%)	9 (17.7%)	51 (100.0%)	

<資料：熊本県>

(58) 「ケースを移管するまでの手続きと費用」(38ページ)では、「これまでに親が判明し接触・相談ができたもの39件」となっているが、このうち1件は、平成21年9月30日現在、ケース移管の手続き中であるため、県外に移管済みのものは38件となっている。

2. ゆりかごの利用状況の総括

(1) ゆりかごの利用事例の全体的な傾向

① 年度別の変化

平成19年度と平成20年度では、ゆりかごの利用状況に若干の違いが見られる。年月、時間の経過につれて変化が見られた事項は次のとおりである。

ア. 平成20年度に利用件数が増加した

利用件数は、平成20年度は、平成19年度と比較して大きく増加した（平成19年度17件、平成20年度25件）。なお、平成21年度は、6か月で9件である。

平成20年度の利用件数の増加は、ゆりかごが開設から2年目になり広く知られるようになったことにもよると考えられる。

また、平成20年度末に一時期、利用件数の減少が見られたが、これは、平成21年1月にゆりかごの扉の表示を変更したことやホームページの記載を変更したことも影響があると考えられる。平成21年度は、平成19年度とほぼ同じペースになっている。

イ. 男女比がほぼ同数に近づいた

子どもの性別は、平成19年度は圧倒的に男児が多かったが（男児13人、女児4人）、平成20年度は男女比がほぼ同数になった（男児13人、女児12人）。平成21年度は男児2人、女児7人と女児が多くなった。

男女比の年度別の偏りについては、特段の要因は考えられない。

ウ. 母親の年代が若年化した

母親の年代が若年化する傾向が見られた。平成19年度は30代、40代が6割（60.0%）であったが、平成20年度は、逆転して、20代が約6割（63.6%）になった。

母親の年代については、妊娠・出産にかかる相談事例でも20代、30代が多数を占める傾向にあるため、平成19年度のゆりかご事例は特異な現象であった。これは、平成19年度の判明率が約6割（58.8%）と、平成20年度の判明率（88.0%）よりも低かったことも一つの要因と考えられる。

エ. 既婚事例が減少し、未婚事例と不倫事例が増加した

平成19年度は、未婚事例は判明した10件のうち1件（10.0%）であったが、平成20年度は、判明した22件のうち11件（50.0%）であった。平成21年度も判明した7件のうち4件（57.1%）が未婚事例となっている。未婚事例の割合が高い傾向が続いた。

オ. 自宅出産⁽⁵⁹⁾の割合が高くなった

平成19年度は、自宅出産が、判明した（推測を含む）11件のうち2件（18.2%）、平成20年度は、判明した（推測を含む）25件のうち9件（36.0%）、平成21年度は、判明した7件のうち3件（42.9%）であり、自宅出産の割合が高くなっている。

カ. 親の判明率が高まった

保護者の判明率は、平成19年度は約6割（58.8%）であったが、20年度は約9割（88.0%）となった。病院が、預け入れた者との接触が可能だったり、親から連絡があった場合、ていねいな相談対応を行っていること、また、ゆりかごの扉の表示やホームページの記載の変更を行うなど、できるだけ相談につなげようと努力していることによるものと考えられる。

キ. 親の居住地域（利用地域）について、判明した事例については熊本県内の事例がない。また、遠方からの利用と九州からの利用との二極化の状況が見られた

運用開始以来、熊本県内からの利用は確認されない状況が続いている。地域では、熊本県を除いた九州各県からの利用が多く、また、関東地方からの利用も多い。平成20年度は、22件のうち8件（36.4%）が熊本県を除いた九州各県で、関東地方が8件（36.4%）であった。

ク. 平成20年度以降は個別事例に関わる報道がなされなくなった

平成19年度には、個別事例に関わる報道が相次いだが、平成20年度以降は、個別事例に関する報道はなかった。

② 項目毎の関連

家庭の状況や背景に関する項目について、その関係を見ると、次のようなことが指摘できる。

○ 引き取りにつながりやすい要因

引き取りにつながりやすい要因として、次のことがあげられる。

ア. 経済状態・就労が安定している

イ. 正式な婚姻関係にある

ウ. 子どもが第1子である

第1子の場合、相談をすると考えも変化しやすいと考えられる。一人で思い詰めて、ゆりかごに預け入れに来た際に、ていねいな相談援助を受けた場合には、気持ちがほぐれてやり直してみようかなという気持ちになるとも推測される。

○ 養育を拒否する要因

一方、養育を拒否する要因としては、次のことがあげられる。

⁽⁵⁹⁾ 自宅出産とは、医療的ケアをまったく伴わない自宅分娩を指す。

- ア. 経済的に困窮状態にある
- イ. 婚姻以外の関係にある
- ウ. ゆりかごに預け入れる以前に子どもがいて、第4子以上のいわゆる多子である
 - ゆりかごのことを分かったうえであえて預け入れている人は、ゆりかごに預け入れる罪の意識が低いと推測され、これに安心感があることも加わり、ゆりかごが利用されている。
- エ. ゆりかご利用以前に公的機関と接触を持っている

(2) ゆりかごの利用状況の総括

ゆりかご事例と病院相談事例から見える状況のうち特徴的なものとして、以下のとおり整理した。これらは、第5章においてゆりかご事例から見える課題を導くための根拠とした事項のうち特徴的なものである。

- ◇ 広域からの利用がある（ゆりかご事例では、熊本県内からの利用は確認されていない）
- ◇ 自宅での専門家の立会いのない出産が多い（妊娠期に受診していない例、極端に受診が少ない事例が見られる）
 - 一般的な出産場所の比率と比較した場合、医療機関出産よりも自宅での出産の割合が極めて多い。また、その割合が年々高くなっている。平成19年度18.2%、平成20年度36.0%、平成21年度42.9%となっている。
 - 母子健康手帳を取得していながら、自宅でお産をしていた事例もあった。一方で、母子健康手帳を取得していない事例もあった。
- ◇ ゆりかごに預け入れるためにとられた主たる交通手段は、車が最も多いが、公共交通機関も少なくない
 - 車（自家用車）が41.2%、航空機13.7%、新幹線等鉄道29.4%となっており、公共交通機関が43.1%となっている。
 - 母親が遠方から、出産間近の状態、また、車中でお産間際の状況で訪れる事例もあった。
- ◇ 祖父母が預け入れに来た事例が少ない
 - 預け入れに来た者は、母親が68.6%と最も多いが、祖父母も23.5%と少ない。祖父母が、我が子（母親）の戸籍が汚れるという理由で預け入れに来る事例があった。その中には、教育職にある祖父母が預け入れに来た事例もあった。
- ◇ 親族や友人に相談した結果、預け入れに来ている事例があり、一方で、親族や友人にも相談できずに、孤立したまま、預け入れに来ている事例があった。
 - 母親が、自分の親族や友人に相談した結果、ゆりかごに預け入れることを勧められて、子どもを連れてきた事例があった。
 - 一方、家族などにも相談できない事例も多く、そうした状況から、ゆりかごの預

け入れに至る事例もあった。その中には、親が福祉専門職や教育職にあり、福祉制度を知ったうえでゆりかごを利用していると考えられる事例があった。

- ◇ 親や親族が安定した職業に就いている事例もあるが、一方で、生活の困窮を訴える事例も少なくない
 - 親や親族が経済的に安定した生活をしている事例もあった。
 - 生活困窮の訴えがある事例が全体の1割強見られた。
- ◇ 母親が既婚（婚姻中）の事例が少なくない。また、親は必ずしも若い世代とは限らない
 - 母親が未婚の場合（31.4%）、離婚の場合（25.5%）が多く見られたが、既婚（婚姻中）の事例（19.6%）も少なくない。
 - 預け入れた母親の年齢は若年ではなくても、母親の第1子出産は、若年の時期である事例が多い。
- ◇ 父親、母親ともに日本に居住する外国人という事例があった
- ◇ きょうだいのいる事例が多い（第2子以降の預け入れの事例が多い）
 - 全体の約半数（47.1%）がきょうだいのいる事例である。このうち、3人以上きょうだいのいる事例も全体の7件（13.7%）あった。
- ◇ 障がいのある子どもが預け入れられた事例が複数あった
- ◇ 幼児事例が見られた
 - 新生児の預け入れを想定した施設にもかかわらず、乳児（新生児を除く）6件の預け入れ事例、幼児2件の預け入れ事例があった。
- ◇ 大半の事例で親の判明につながっている
 - 全体の76.5%について、親の判明につながっている。特に、平成20年度については、88.0%の事例で親が判明した。児童相談所による社会調査や、親と接触できたものについてできる限り相談に持ち込む対応がなされていることにより、大半のケースで親が判明している状況にあり、結果的に、ゆりかごの匿名性が薄れている状況にある。
 - ただ、預け入れられた後、親が判明しても、家庭で養育される事例は少ない状況にある。全体の76.5%で親が判明しているにもかかわらず、家庭で引き取り養育される事例は7件（13.7%）と少ない。このことは、さまざまな事情で養育困難な事例が多いことの裏返しでもある。